

公立大学法人岡山県立大学 平成26年度 年度計画

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア フレッシュマン特別講義をはじめ、全学教育科目を幅広く受講させ、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。
- イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の広がりにつながるよう教育を行う。
- ウ 卒業研究を重点として、創造力と統合力を修得させる。
- エ 実験、演習及び実習の科目を中心に、コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(7) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 確かな専門知識・技術・判断力に裏づけされ、かつ高い倫理性を持つ看護師・助産師を育成することができるよう、講義・演習・実習等の教育を充実させる。特に、フィジカルアセスメント能力を向上させるため、「呼吸」に着目して、解剖・生理・病態・看護問題の明確化・看護実践の一連のプロセスの学習を強化し、実施後の評価を行う。
- ・ ヒューマンケアリングが実践できる能力を育成するため、臨地実習における学生への継続的な指導を行うことを目的に実習評価表を作成し、基礎看護学実習と一部の領域実習で試行してその効果を検討する。
- ・ グローバル教育推進のため、看護学に関する専門用語は英語の併記に努める。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	現状 (H19～24年度平均)	目標 (最終年度)
看護師国家試験	99.6	100
助産師国家試験	100	100
保健師国家試験	97.4	99

※ただし、保健師国家試験の受験は平成27年3月の卒業生まで。

② 栄養学科

- ・ 臨地実習の内容の向上と学生の職業意識を高めるために、常日頃から、実習先との教育・研究面での情報交換に努める。
- ・ 日中韓コンソーシアム（平成26年度に岡山県立大学で実施される）のプログラム編成（日本の食文化の実習と講義並びにエクスカッションなど）を充実させ、1・2年次の学生に参加を奨励する。
- ・ 管理栄養士国家試験の合格率向上を目指し、模擬試験を頻繁に実施するとともに、個人指導体制の充実に努める。

③ 保健福祉学科

- ・ 平成 25 年度から始まった新カリキュラムの実施状況を点検し、実践力を備えた専門職を育成する。
- ・ グローバル教育を推進するため、海外の研究者による福祉に関する講演会への学生の参加を促す。

【社会福祉学専攻】

- ・ 平成 24 年度からの社会福祉士国家試験の難易度の上昇と全国の合格率の低下に伴い、平成 26 年度の目標合格率を 80%と設定する。
- ・ 模擬試験を 3 回以上実施するとともに、学生主導の学習チームを編成する。
- ・ 介護福祉士養成大学連絡協議会作成の「介護福祉士国試対策 e-learning」を活用した学習を行う。

【子ども学専攻】

- ・ 学生の履修状況をコンピュータ上で把握する、履修カルテシステムを本格的に運用開始し、学生指導に活用する。
- ・ 本学の卒業生等の保育士資格のみを有する保育士等が、国の特例措置を利用して、幼稚園教諭免許状を取得できるよう、単位修得が必要な一部の授業科目について集中講義を開講する。

(イ) 情報工学部

- ・ 平成 23 年度入学生から開始された 3 学科共通の横断的情報系教育プログラム（講義科目）を中心に、教育プログラムを点検・改善し、環境変動に適切に対応できる技術者を育成する。
- ・ スポーツシステム工学科では、平成 25 年度に改革した教育プログラムの自己点検を年度進行に合わせて進めるとともに、人間系サイエンスと ICT を駆使した情報系のエンジニアリングを融合した教育研究内容を社会に広くかつ的確に伝えるため、学科の名称変更を行う予定であり、その周知を図る。

(ウ) デザイン学部

- ・ 学部の教育プログラムを従来の 7 コースから「製品・情報デザイン」、「建築・都市デザイン」、「ビジュアルデザイン」、「造形デザイン」の 4 領域に再編した新しい教育体系構想の実質化を、新たに始まる実習授業を中心にさらに進める。
- ・ 企画提案型人材の育成のため、文部科学省の補助事業「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」を引き続き活用する。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

① 看護学専攻

- ・ 国際的な視野を醸成するため、英語文献、資料の利用を促進するとともに、英語によるコミュニケーション力を高めるため、英語による講義や講演に参加できる機会をつくる。
- ・ 保健師教育においては、学士課程との効果的な連続性を図るため、院生の講義の一部を学部生も聴講できる等の機会をつくり、国際保健看護論演習を海外で行う。

○ 国家試験の合格率(%)

試験名	現状 (H19～24年度平均)	目標 (最終年度)
保健師国家試験	—	100

※ただし、国家試験の受験は平成27年3月の修了生から開始される。

② 栄養学専攻

- ・ 日中韓トライアングル協定の大学間で進めている「食と健康」をテーマとする合同カンファレンス（平成26年度は中国四川大学で開催予定）において、英語による研究成果の発表の機会を持たせる。
- ・ 海外講師による開講科目の大学院生全員の履修を推進する。
- ・ 包括協定先の総社市や岡山県栄養士会、総社市栄養士会と連携した地域住民に対する栄養教育講座などへ学生を参加させ、地域がかかえる課題に取り組むことにより実践力をつけさせる。

③保健福祉学専攻

- ・ 海外の研究者による福祉に関する講演会並びに、海外の研究者と大学院生との研究交流会を開催する。

【博士後期課程】

①看護学大講座

- ・ 国際学会や海外研究者の講演に参加することを奨励し、英語での論文執筆を推奨する。
- ・ 看護の質向上に貢献できるよう、研究成果を看護実践関係機関・者に還元する。

② 栄養学大講座

- ・ 国内外で開催される国際会議への参加と研究成果の口頭発表を奨励するとともに、教育力向上支援事業により、学生への経済的支援を充実させる。
(※教育力向上支援事業については、Ⅱ 1 (3) ウ(エ)参照)
- ・ 日中韓トライアングル協定の大学間のみならず、他大学も含め、海外研究者との共同研究を奨励する。
- ・ 国際誌への論文投稿を推奨する。

③保健福祉学大講座

- ・ 海外の研究者による福祉に関する講演会並びに、海外の研究者と大学院生との研究交流会を開催する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

- ・ 専門分野の多様化・高度化及び社会ニーズに対応する教育プログラムを点検し、改善するとともに、科目を新設して充実させる。
- ・ 大学院生の国際会議での発表を奨励する。

【博士後期課程】

- ・ 学内の領域・研究プロジェクトや競争的研究資金プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文や国際会議等での研究成果発表等を義務化するとともに、

実施状況(教育の内容、方法及び体制)を点検し、改善する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

- ・ 研究科の教育プログラムについて、再編4領域への最適化を一層進めるとともに、シラバスの厳格な運用を通じて専門的思考力・技術力・総合力の涵養に努め、研究指導を強化する。
- ・ 社会人の積極的受入れを検討し、大学院の定員確保を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・ 学生募集に関わる行事（オープンキャンパス、大学見学、高校訪問、出前授業、進学相談会等）における入試広報において、入学者受入方針をわかりやすく説明するとともにホームページにおける広報を充実させる。
- ・ 入学者を適切に選抜するため、各選抜方式で入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法及び試験内容の改善を図る。特に、推薦入試においては、入学者受入方針に沿った入学者を適切に選抜できる方法を検討し、改善する。

イ 教育課程

- (ア) 全学教育研究機構における平成25年度教養教育改革企画立案チームが検討した平成27年度カリキュラム素案について、
 - ・ 全学教育研究機構及び学部学科で協力し、擦り合わせを行う。
 - ・ 平成27年度全学教育科目開講計画の抜本的な改訂案を作成する。
- (イ) 国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、
 - ・ 中級英語履修者全員のTOEIC IPテスト受験を全学的な協力体制のもとで実施し、教育の成果を検証する。
 - ・ 国際的な異文化理解力やコミュニケーション力を育成するため、語学・文化研修の授業科目化を実施するとともに、プログラムの成果を検証する。
 - ・ 成果の検証を踏まえ、本学の英語教育におけるカリキュラムやシラバスのあり方の検討を開始する。
 - ・ 第2外国語に関しては、基礎韓国語Ⅰ、Ⅱで、1,500～2,000の語彙習得（韓国語能力試験（TOPIK）2級程度）を引き続き目指す。
- (ウ) 学士課程で、様々な時代及び社会の要請に適切に対応できる能力を育成するため、
 - ・ 高大接続教育については、高校における出前講座や講義の聴講の受入を積極的に行う。
 - ・ 全学教育と学部教育の連携に関して、平成27年度に改定を予定する全学教育科目開講計画案をもとに、全学教育研究機構と学部学科が協力して効果的な連携が図れる履修モデルを作成する。
- (エ) 大学院の課程で、専攻分野の教育を深めるとともに幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を育成するため、
 - ・ 院生を国内外の学会、学外研究会及び各種プロジェクトへ積極的に参加

させ、研究成果の発表や視野を広げるための情報収集を奨励するとともに情報収集成果の報告を義務づける。

- ・ フィールド研究として、教員や院生が積極的に地域に出向き、研究者の視点でその実態把握を行い、行政等に政策提言などを行う。
- ・ 他研究科との融合科目の履修を奨励する。

ウ 教育方法

- (ア) 大学教育へ円滑に移行できるように、
- ・ 推薦入学者に対する入学前教育を各学部・学科の特性に応じて実施するとともに、その成果を点検する。
 - ・ 高大連携事業による高校からの講師依頼を積極的に活用し、大学での学びに必要な事項を教示する。また、大学教育への準備として、推薦入学者に必要な内容を入学前教育プログラムに反映する。
- (イ) 学士課程教育で、基礎知識や応用能力の修得と豊かな人間性を涵養するため、
- ・ 専門教育を修得する上で重要な全学教育科目の履修指導を行う。
 - ・ 新入生対象の「フレッシュマンセミナー」において、各学部・学科に求められる資質や基礎知識が身につくような教育を行う。
- (ロ) 専攻分野における研究能力を向上させ、広い視野で主体的に問題発見・問題解決ができる能力を修得させるとともに、社会のニーズを的確に把握した研究を推進するため、
- ・ 領域ゼミや専攻中間発表会等を活発に行うとともに、専門領域のみでなく、他の領域の授業も積極的に受講させる。
 - ・ 前期課程の院生を他研究科との融合領域の共同研究に参画させる。
 - ・ 行政・産業界等に対して、研究成果を用いて積極的に提言・提案を行う。
 - ・ 他大学や研究機関の研究者や大学院生との研究交流を活発化させる。
- (エ) ・ 平成 25 年度に設定したカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）については、学生に周知するとともに履修案内やホームページ等に明記する。
- ・ シラバスについては、関連する授業科目間の整合性、連続性を学科単位で点検する。各教員は、自身が受持つ授業のシラバス及び成績評価の方法について点検する。
 - ・ デザイン学部においては、涵養すべき能力を加味した履修モデルの再検討を引き続き実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員の配置等

教員の欠員が生じた場合にそのポストを他学科へ移す等、時代のニーズに対応する学科構想を持つ分野を充実させるように、人事委員会において全学的な視点で適正な教員選考を行うとともに、教養教育の充実に向け、これまで各学部部に所属していた全学教育研究機構兼務の教員を機構専任とするなど、適正な教員の配置方法を検討する。

また、平成 25 年度に決定した教員定数の削減方針（5 年間で 9 名）を踏まえ、着実に削減を進めるとともに、特任教員の採用や非常勤講師の活用等、教育の質の低下を招かないよう、全学的視点で教員の配置を行う。

イ 教育環境の整備

- (ア) 語学センターでは、以下の取組を行う。
- ・ 長期休暇中も語学センターを開放し、学生の自主学習の機会を増やすとともに、多読用図書をはじめとする貸出用教材の充実により、引き続き、学生が言語運用能力を高めるための支援を行なう。
 - ・ 学外からのアクセスが可能となる英語の自学自習システムの活用をより一層促すことによって、英語運用能力全般や TOEIC のスコアの向上を図る。
 - ・ 国際教養講座やカルチャーランゲージテーブルを開き、アカデミックな視点からグローバルな人材を育成するための方法を探る。
 - ・ 全学的な協力体制のもと、主に2年次生を対象とした TOEIC IP テストを実施し、学生の英語力向上の支援を行なう。

○TOEIC IP テスト

項目	目標
受験者数	400 人
500 点以上取得者数	30 人

- (イ) 情報教育センターでは、以下の取組を行う。
- ・ 基幹ネットワークの管理を行うとともに、セキュリティ関係機器の更新等によりネットワークのトラブル防止と利便性の向上に努める。
 - ・ 大学全体としての情報セキュリティ向上のための取組（ルール策定や学内周知等）を行う。
 - ・ 学生から要望の多い情報処理演習室の開放については、講義との調整を行い、最大限の開放日数及び開放時間の確保に努める。
- (ウ) 健康・スポーツ推進センターでは、以下の取組を行う。
- ・ 引き続きスポーツ施設・設備の点検・補修や貸出用スポーツ用具の補充を行う。
 - ・ 新入生へのフレッシュマン特別講義を含む教育・広報活動や講習会等を通じて、利用促進を図る。
- (エ) 附属図書館では、図書館の利用形態等の変化に対応して、以下の取組を行う。
- ・ 大学祭での一般開放の実施や中学生の職場体験の実施等、学外者への認知度を向上させる。
 - ・ 研究閲覧室の整備を行い、グループ学習等の利用形態の拡充を図る。
 - ・ 学術コンテンツの電子化など、IT 化を推進する。
 - ・ 新入生図書館ガイダンスの徹底、教員・職員そして学生との連携による選書、授業での活用等により、学生の利用促進を図る。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 評価委員会においては、本学の活動を点検・評価することを主な業務とする。
- ・ 本学全体の教育・研究・社会活動を点検・評価する。
 - ・ 本学教員の個人評価について点検・評価する。
 - ・ 認証評価機関における認証評価に向け準備する。
 - ・ 効果的な点検・評価方法を検討する。
- (イ) 評価委員会において、教員の個人評価結果や学生の授業評価アンケート結果を分析して、その結果を基にして各学部学科で教育内容及び授業方法の方策を決定する。

- (ウ) 本学の教育活動及び教育改革活動の平成 25 年度における成果を集約した教育年報については、各項目の最後に「課題」を設け、次年度につながる議論が展開できるようにする等、全体の構成や項目の見直しを行い、5月中旬に発行する。
- (エ) 教員の教育力向上等を図るために、教育力向上支援事業については、特に予算面で配慮する。
※教育力向上支援事業
全学(教養)教育、学部教育及び大学院教育の改革推進、キャリア形成支援及び教員の教育力向上・開発等に直接結びつく調査、実践活動に対して助成する事業。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 年度初めのオリエンテーション時に、学生の自主学習支援や生活・進路上の問題解決を目的としたオフィスアワー制度等を学生に周知する。
- ・ メンタル面等における支援が必要な学生には、学生相談室を中心にして適切な対応に努める。
- ・ オフィスアワー以外の時間帯でも教員と学生とのコミュニケーション機会の拡大に努める。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページ等への掲載により周知を図り、制度の活用、斡旋による経済的支援を行う。

※ 授業料の減免については、毎年度約 150 名の実績、奨学金制度については、毎年度約 90 名の定期採用者となっている。

(3) 就職支援に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学生に幅広い職業観が身につくように、以下の取組を行う。

- ・ 「フレッシュマン特別講義」や「フレッシュマンセミナー」を通じた、初年時からのキャリア教育を充実させることにより、学生のキャリア形成を積極的に支援する。
- ・ 看護学科においては、県内の病院等で勤務している新卒者の学び直しの機会を設け、在学生と交流することにより先輩からキャリア形成への示唆を得る「里帰り授業」を試行する。実施施設は、将来看護学科の実習や共同研究に資することを条件とする。
- ・ デザイン学部の高年次生については、文部科学省補助事業「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」と連携を図りながら、正課及び正課外の活動を通じてキャリア形成を支援する。また、ポートフォリオ（作品集）作成の指導等を、学部内のポートフォリオ展等として実施する。

イ 学生のキャリア形成を支援するため、以下の取組を行う。

- ・ インターンシップの意義、重要性、募集に関する情報提供等について、年度初めの在学生オリエンテーション等の際に、学生へ周知を図る。
- ・ 受入企業等との調整を行い、参加を希望する学生の円滑な活動を支援する。

- ・ ボランティア活動に関する情報を学生に提供するとともに、AMDA 等と連携し、学生のキャリア形成に効果的なボランティア活動を支援する。

ウ 就職相談、各種ガイダンスや模擬試験については、以下の取組を行う。

- ・ 就職相談を通常週 2 回、相談の集中期には週 3 回実施するとともに、学生のニーズにあったガイダンス、模擬試験、自己分析検査などを就職活動の時期にあわせて開催し、学生への指導や支援を行う。
- ・ 求人情報等の就職情報を学生が効率的に収集、活用できるようインターネット等による情報提供の充実を図る。
- ・ 平成 26 年度卒業生の就職率の目標を、保健福祉学部 97%、情報工学部 96%、及びデザイン学部 90%とする。
- ・ 保健福祉学部では、医療施設等からの求人に対し教員が積極的に対応し、情報収集に努める。また、早期離職ケースについては職場訪問等により状況を把握し、今後の就職指導に活用するとともに、個別の支援を行う。
- ・ 情報工学部では、システムエンジニアリング岡山 (SEO) 主催の会社説明会 (本学開催) 及び近隣県の企業を数社招いた合同説明会への学生の積極的な参加を働きかける。
- ・ デザイン学部では、年 2 回開催している「ポートフォリオ展」や卒業生等を招いた「就活トークショー」、学外特別講師による「個別キャリアガイダンス」を充実させる。

(4) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 留学生に対し、ホームページ等を通じて奨学金制度等の情報提供を行うとともに、日本での生活に不慣れな留学生に対し、チューターの活用などにより学習や生活面での支援を行う。
- ・ アパート等の住居の確保が困難な留学生に対し、大学が連帯保証人となるなどの支援を行う。
- ・ 平成 27 年度に留学生寮を建設又は借上げるための準備をする。
- ・ 新たに配置する国際交流員が、留学生に対し、きめ細かな対応を行う。
※ 留学生 (研究生、交換留学生を含む) は、平成 25 年度 12 名 (韓国 7、中国 3、ネパール 1、ベトナム 1) となっている。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

各学部・学科において、各教員の研究分野に応じた研究目標を申告し、年度末にその成果を公表し、相互に批評し合うことによって、レベル向上を図る。

【看護学科】

- ・ 学会発表は、国内学会においては 1 人 1 演題、国際学会においてはできるだけ発表する。
- ・ 論文投稿については、科研等研究費を獲得した成果は、隔年で 1 本を目標として学会誌に投稿する。

【栄養学科】

- ・ 学術論文 (査読有り) の発表数は 30 報以上、学会発表件数は 50 件以上

を目指す（教員数 20 名）。

【保健福祉学科】

- ・ 専門分野に適合した研究業績（紀要を除く）の発表件数は、32 件以上、学会発表は 32 件以上を目指す（教員数 27 名）。
- ・ 国際学会における発表や国際雑誌への投稿を奨励する。

【情報工学部】

- ・ 専門分野での学術論文の発表件数、国際会議論文の発表件数について平成 25 年度実績の維持・向上を目指す。

【デザイン学部】

- ・ 専門分野における依頼制作及び公募展入選以上の件数増を図るとともに、学会発表（査読論文応募を含む）の件数増を図る。
- ・ 海外研修者の教員研究発表会を義務づけ、研究内容の共有に向けた意見交換の場を設ける。

イ 研究者情報の発信

- ・ Web 上の教育研究者総覧について、全面的な見直しを行う。ただし過渡期的措置として、項目の改善が必要であれば、5 月 1 日を基準日として更新する。
- ・ 各学部・大学院は、研究成果を国立情報学研究所の学術登録システムに登録する仕組みを整え、順次登録する。

ウ 大学として重点的に取り組む課題

地域共同研究機構で実施する「領域・研究プロジェクト」、及び文部科学省 COC 事業に大学として重点的に取り組む。
また、その研究成果が社会に還元される実績を評価する。

エ 倫理審査

現行の倫理審査規程（平成 23 年度に一部見直し）等により、必要な審査を漏れなく行うことにより、医学研究に当たって倫理的原則を遵守する。
（平成 25 年度は 78 件であるが、総数は目標ではない。）

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

学内競争的資金である特別研究費の配分については、大学への貢献度を反映する。具体的には、外部資金の獲得額・件数や大学の顔としての研究シーズ発信への貢献度を考慮する。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 地域共同研究機構及び 4 センターの活動の一層の強化を行うため、以下の取組を行う。
- ・ 外部組織との連携を強める「協力会」の設置など、組織改革を引き続き検討し、可能なものから実施する。
 - ・ 情報発信として「イノベーションジャパン」等への出展を実施する。
 - ・ 文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学 COC（センター・オブ・コミュニティ）事業）に応募し、全学的な教育改革と連動させながら、より一層地域を指向した大学づくりに取り組む。
 - ・ これらのために地域共同研究機構に専任の特任教員を配置して地域共同研究

機構の活動を強化する。

- (ア) 昨年までの活動を維持発展させるとともに、以下の取組を行う。
- ・ 4 (1) アのように地域の産学官との協力関係を組織的にも強化する。
 - ・ 外部資金の獲得を奨励するとともに、より一層の質の高い共同研究等を実施し、外部資金の更なる獲得を目指す。
 - ・ 第2期中期計画の目標は外部資金獲得件数であるが、獲得金額の方が重要である。昨年度の獲得件数は、計画に比べ受託研究の件数以外は上回り、獲得金額は過去最高レベルを達成している。したがって平成26年度計画では獲得金額においてそれぞれ5%増を目指す。
- (イ) 保健福祉推進センターは、以下の取組を行う。
- ・ 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に研究会を開催する。
 - ・ 地域の人々の健康、福祉の増進を目的に、晴れの国「鬼ノ城カレッジ」を開催する。
 - ・ 市町村と協力し、一日保健福祉推進センターを実施する。
 - ・ 県、市町村、地域と協働して、子ども支援と子育て支援を目的に、子どもの余暇活動支援、及び県大そうじゃ子育てカレッジを実施する。
 - ・ 県、総社市、吉備医師会の協力を得て、糖尿病相談室(個別の相談)を運営する。
- (ウ) 認定看護師教育センターは、以下の取組を行う。
- ・ 平成27年度まで、認定看護師教育センターにおける糖尿病看護認定看護師教育課程を継続する。
 - ・ 本課程の修了生を対象に、1年に1度のスキルアップ研修の場を提供するとともに、3か月に1度の事例検討会を行い、看護実践能力の向上を支援する。
- (エ) 福祉・健康まちづくり推進センターは、以下の取組を行う。
- ・ 昨年度設定した研究テーマ「地域包括ケアシステム」をより強力に推進する。
 - ・ 文部科学省COC事業が採択されれば本センターの事業とより有機的に関連させることを検討する。
 - ・ 地域(総社市、笠岡市、備前市)との連携をより強化するだけでなく、対象地域の拡大も検討する。更にこの研究テーマで連携校との共同研究も検討する。
- (オ) 社会貢献年報2013と研究シーズ集を発行する。これらは、本学の広報戦略の中で、社会貢献活動の情報発信として位置づけられており、以下の取組を行う。
- ・ 「OPUフォーラム要旨集」や「特別研究実績報告書」等との関係を全面的に見直し、引き続き改善を行う予定である。
 - ・ 社会貢献の視点から、より明確な広報戦略を検討する。
- イ 以下の取組を行う。
- ・ 県内高校の校長協会や進路指導担当教員との意見交換会を開催し、本学や高校が抱える課題等について率直な意見交換を行う。また、平成27年度から実施する本学の新たな取組(教養教育の充実等)について具体的に説明する。
 - ・ 本学と県教育委員会との「連携協力に関する協定」に基づき、高校生に対し、大学レベルの教育を履修する機会として連携講座の開催や、専門分野での講師派遣を行う。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 領域・研究プロジェクトは、異分野の融合的研究により本学の強みを創造するための重要プロジェクトであることから、地域共同研究機構は、それらの広報活動、研究環境整備、リエゾン活動等を強力に支援する。
- イ 新規教員の参加を促し、複数教員の参加に努め、共同研究等を視野に入れたアクティブ・ラボ(出前研究室)の実施件数が42件以上となるように推進する。
- ウ OPU フォーラムについては、以下の取組を行う。
- ・ OPU フォーラム 2014 の目的を、本学の研究シーズと産学官のマッチングに絞り、開学記念日の5月29日に、岡山国際交流センターで開催する。
 - ・ 従来と異なった研究展示の選定や交流会の設定、参加者数などを評価し、次年度以降の OPU フォーラムの改善を検討する。
- エ 情報発信については、以下の取組を行う。
- ・ 岡山県等の行政機関、岡山県産業振興財団や岡山商工会議所等の産業支援機関、金融機関等との連携をより一層強化し、情報収集を行うとともに、新たな広報戦略の中で積極的に本学の研究シーズを外部に発信する。そのために「イノベーションジャパン 2014」への出展を行う。
 - ・ 研究シーズの情報発信を強化するために、引き続き本学の広報戦略の中の一つと位置づけ改善を行う。
 - ・ 学内には、ホームページ等において競争的資金の公募や産学官連携行事等の情報等を発信する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 相互交流の推進について、以下の取組を行う。
- ・ 交流協定大学等との国際共同研究のための教職員や学生の相互的な国際交流を推進する。それにより、国際共同研究数の目標を11件以上とする。
 - ・ 栄養学科では、中国南昌大学との相互交流を推進し、ワークショップの開催、国際共同研究の提携等による連携を深める。
 - ・ 保健福祉学科では、東アジア諸国の研究者との国際共同研究を推進する。
- イ 国際交流協定の締結について、以下の取組を行う。
- ・ 全学的な国際交流協定を増やす準備として、学部間交流協定先等との交流を深化させ、全学的な交流に高めるとともにアジア圏を中心に新規の交流先の開拓を進める。
 - ・ 看護学科では、ネパール及びインドネシア等、東南アジアの大学・看護教育機関等については、相互の教育交流等の実績を踏まえて検討する。
 - ・ 情報工学部では、平成25年度到北京科技大学自動化学院とのワークショップを開催しており、更に継続して国際共同研究の提携等による連携を深める。
- ウ 学生の海外研修等について、以下の取組を行う。
- ・ 語学・文化研修の参加者、留学生の送り出しについては、学生への啓発に努め、受入については受入体制の整備を促進する。
 - ・ 派遣については、平成25年度から開始したアデレード大学及び香港大学との語学文化研修等の充実にも努めるとともに、共同研究や留学生の派遣等に結びつける。
 - ・ 受入と派遣それぞれの人数が増えるよう努める。

- ・ 海外からの講師招聘等の機会を捉えて、諸外国の文化や政治・経済事情及び相手大学における教育研究内容について、学生等が関心を高めるよう工夫する。
- ・ 中国人国際交流員を採用することにより、拡大しつつある中国との交流等を促進する。
- ・ 看護学科では、ウソン大学校看護学生を2か年にわたり各2名ずつ受け入れてきた。今後は、本学の学生が本制度を有効に活かし、ウソン大学校との実質的な交換留学制度となるように、留学条件等を検討する。
- ・ 国際交流に係る各種の取組を促進するため、同窓会から寄贈された施設を整備・活用する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

本学の人的・知的資源を活用して、「大学コンソーシアム岡山」の単位互換制度及び吉備創生カレッジへの授業科目の提供を引き続き行うとともに、「エコナイト」等の学生が主体のイベント等に学生を積極的に参画させる。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の推進

ア 理事長（学長）のリーダーシップ

理事長は、管理運営上の諸問題に迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、全教職員に向けて決定の根拠や諸事情の説明を行い、それらを公表する。

イ 理事長（学長）の補佐体制

役員（副理事長・学内理事）は、絶えず情報交換を密にして、理事長の意思決定を助けるとともに、理事長の方針に基づいて行動する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、各会議の場で学部の意見を的確に述べることができるように、学部の諸会議を十分な時間をとって運営する。

同時に、学部長は、その会議で大学運営の方針が教員に理解されるように説明する。

エ 教員組織と事務組織との連携強化

これまで構築してきた業務や各種システムの運営状況（教員と事務職員の役割分担）を点検し、改善に努める。

オ 各種委員会の運営

委員会の委員は、審議結果を各部局の教職員に周知する。そのために、特に学部長は、前項ウに努め、委員会と学部の会議の間で発言に齟齬を生じないようにする。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の推進

ア 全学的、中長期的な視点に立って、本学の運営方針として、以下のとおり設定する。

- 1) 全学教育に教養教育を積極的に導入する。

2) 国際交流を促進するとともに、グローバル教育を推進する。

3) 地域貢献について戦略的に取り組む。

上記の方針に従って、下記の取組を行う。

- ・ 大学教育開発センター（仮称）を設置して、大学教育の点検・改善を推進させる。
- ・ 学内教育組織の点検・見直しを行う。
- ・ 教職員の意識改革を行う。
- ・ 国際交流促進とグローバル教育推進のため、国際交流センター（仮称）の早期設置に向けた検討を行う。

イ 部局長会議で大学の重点課題を決定し、その課題解決に向けた取組に資源を集中する。課題解決に関する評価は、教育研究審議会及び経営審議会でいう。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 公開講座等の実施

(公開講座)

- ・ 地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究の成果を普及し、その活用を促進する。
- ・ 毎年度各学部持ち回りで開催しており、25年度は情報工学部が8講座を行い、県内64名（延べ180名）が受講した。26年度は保健福祉学部が担当し、地域の要望を取り入れながら、より内容の充実した公開講座を開催する。
(岡山県生涯学習大学主催講座)
- ・ 地域に開かれた大学として、地域住民に生涯学習の機会を提供し、より一層地域貢献に寄与する。
- ・ 26年度は、情報工学部が「現代的課題を学ぶコース」の講座を開設する。

イ アクティブキャンパスの推進

- ・ 地域の多様な要望に応じて、産学官連携事業、大学情報の発信、社会人教育等の活動等を学外において実施している。
- ・ 25年度は17件（開催回数98回）の活動が行われており、26年度においても地域に出向き、地域住民に喜ばれるアクティブキャンパスを積極的に開催する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 県評価委員会による評価結果や参考意見を大学の組織、業務運営及び教育研究活動の改善に活用し、更なる取組を行う。

また、評価委員会の認証評価部会において、平成28年度の機関別認証評価の受審に向けた準備を行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果に指導項目があれば、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 地域共同研究機構の機能強化を図るため、専任の教員（特任教員）を配置する。
- ・ 大学教育開発センター（仮称）を設置し、その機能強化を図るため、専任

の教員（特任教員）を配置する。

- ・ 国際交流センター（仮称）の早期設置に向けた検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）法人化の特長を生かした弾力的な制度の運用

平成 25 年度に決定した、教員定数の削減方針（5 年間で 9 名）を受け、着実に削減を行うとともに、学部における教員定数の不断の見直しを行う。

（２）能力・業績等を反映させる制度の運用

ア 教員の個人評価実施要項に基づき教員の個人評価を実施し、実施要項の改善が必要であれば改正する。

また、評価結果の待遇面への反映を検討する。そのため、現在の評価方法について公平性を確保できる評価項目等について、併せて検討する。

イ 理事長（学長）は、C 評価を受けた教員と面談し、当該教員が抱える問題解決のアドバイスをを行うとともに、全学の管理運営上の改善の参考とする。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）業務の見直し

不要・不急の業務について、不断の見直しを行うとともに、業務のスクラップアンドビルドを行う。

（２）事務組織の見直し

ア 法人採用職員については、引き続き、計画的な採用を行いながら資質の向上に努める。

イ 適正な規模の人員配置を実現するため、組織運営の効率化を図るとともに、非常勤職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。

ウ 妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知と利用促進を図り、仕事と子育ての両立支援を行う。

（３）事務職員の能力向上

内容・時期・対象職員等を工夫し、より充実した学内研修を実施するとともに、法人採用職員については、学外研修にも積極的に参加させる。

また、中長期的な人材育成の視点に基づいた研修計画を作成する。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢、他の国公立大学の動向を考慮して、消費税が引き上げられる等、環境変化の中にあっても行わない。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部資金の獲得

ア 平成 27 年度の文部科学省「科学研究費助成事業」(26 年度に提出) に対して、単に申請することを目標にするのではなく、例えば、若手教員に対する申請書作成の指導や研究テーマのアドバイス等の全学的な取組を積極的に行い、大学全体として、前年度以上の科研費取得を目指す。

- イ 従来の活動を着実に継続するとともに、目標を設定し、以下の取組を行う。
- ・ 地域や企業とパートナー関係をつくり、複数年での質の高い提案型・協働型の共同研究等を増加させていく。活動においては、積極的に競争的研究資金の活用を図る。
 - ・ 特に今後は、イノベーションジャパン等の全国的な展示会等での情報発信にも努め、全国規模での共同研究等の拡大に努める。
 - ・ 外部研究資金獲得件数の平成 26 年度における目標件数(総数) 102 件に対し、外部研究資金獲得金額は、全体として 80,000 千円以上を目指す。

(3) その他の自己収入確保

地域社会の要請に対応した専門分野の講習会・研究会等の受講料や施設・設備の貸出しによる使用料収入等の増加を図る。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、空調自動制御設備や照明制御設備の更新等、引き続き必要な整備・修繕を行う。
- (2) 大学運営に支障のない範囲で大学施設を一般に開放する。
- (3) 市場金利動向を踏まえ、金融機関等の定期預金や国債等の債券など有利かつ確実な金融商品を選定し、短期又は中長期の資産運用に努める。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 競争性のある調達徹底、外部委託や業務の簡素化・合理化、全学的な省エネルギーの徹底により、管理経費・投資経費の節減を図る。
- (2) 部局長会議においてエネルギー使用量について周知し、全学的な省エネルギーの徹底を進める。
また、教育研究活動経費の効率的かつ適正な執行に努める。
- (3) 運営費交付金削減に対応するため、委託業務内容や契約方法の見直しなど合理化を進め、経費の抑制を図る。一方で、重点分野については戦略的な予算配分を行う。
また、平成 25 年度に決定した教員定数の削減(5 年間で 9 名)を着実に実施する。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

教育研究活動を点検・評価するため、評価委員会において、授業評価アンケート、相互授業参観等を実施し、教育・研究の質の向上、透明性の確保を図る。

アドミッション・ポリシーと教育内容の整合性を図るため、教育研究活動委員会において、学部及び大学院の教育方法・内容・カリキュラムを点検する。

入試委員会では、平成 25 年度は告発問題や出題ミスを受けて採点事務や問題作成事務を改善したが、入試実施後には課題を整理し、改善策を速やかに決定して次の入試に反映させる。また、選抜方式は、各学部が行った評価結果により必要に応じて見直す。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

広報専門委員会を中心に策定した「岡山県立大学広報活動強化プラン」に基づき、効果的な広報活動を継続的に行う。

- ・ 広報担当教職員の能力・技術の向上を図る等、広報体制を強化する。
- ・ 大学紹介映像の制作やホームページの充実、管理運用体制の見直し等、広報手段と内容を一層充実させる。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

エネルギー効率に配慮し、空調自動制御設備、照明制御設備、動物実験棟修繕工事等の大規模修繕を長期計画に基づき実施する。

2 安全衛生管理や危機管理等に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 緊急性・安全性等の観点から全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組み、適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。
- (2) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。
- (3) 教職員の健康管理について、各種診断の周知を徹底し、未受診者や再検査等対象者への受診勧奨を適切に実施する。
- (4) 災害や情報セキュリティ事件事故、その他の突発的なリスクに対応するための危機管理マニュアルを整備する。
特に総社市、AMDA との三者協定に基づき、防災訓練を実施する。

3 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学内規程の充実や遵守の徹底など、内部統制の強化に努める。
- ・ 不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るため、平成 25 年度に整備した公益通報者保護体制の充実に努める。
- ・ 他大学や県等が行う人権に関する研修会に積極的に参加し、職員の人権意識の高揚を図る。
- ・ 学部ごとに設置した相談員を中心に、ハラスメントに対する相談体制の充実を図るとともに、ハラスメント発生を未然に防ぐため、教職員・学生等に対する意識啓発に努める。

VII 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VIII 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X I その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

空調設備等の大規模修繕を複数年で計画的に行う。

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 1 5 1
自己収入	1, 3 0 8
授業料及び入学検定料収入	1, 1 2 3
雑収入	1 8 5
受託研究等収入及び寄附金収入	8 5
目的積立金取崩収入	9 0
計	3, 6 3 4
支出	
教育研究経費	7 5 2
人件費	2, 3 4 1
一般管理費	4 5 6
受託研究等経費及び寄附金事業費等	8 5
計	3, 6 3 4

[積算にあたっての基本的な考え方]

- 1 予算は、歳出削減を図った上で、法人の運営に必要な額を算定している。

[人件費の見積り]

- 1 人件費は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」による給与カットを復元することとして算定している。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

[受託研究等の見積り]

- 1 受託研究費等収入及び寄附金収入については、資金獲得の増を見込んで計上している。

[大規模修繕費の見積り]

- 1 大規模修繕費については、必要な額を見積もって一般管理費に計上している。

2 収支計画（平成 26 年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3, 5 9 9
経常費用	3, 5 9 9
業務費	3, 1 5 6
教育研究経費	7 4 6
受託研究等経費	6 9
寄附金経費	—
役員人件費	3 4
教員人件費	1, 8 7 0
職員人件費	4 3 7
一般管理費	3 3 2
財務費用	—

雑損	—
減価償却費	1 1 1
臨時損失	—
収入の部	3, 5 0 9
經常収益	3, 5 0 9
運営費交付金	2, 1 2 9
授業料収益	9 5 4
入学料収益	1 1 3
検定料収益	5 6
受託研究等収益	6 9
寄附金収益	1 6
補助金収益	1 8
財務収益	—
雑益	4 3
資産見返負債戻入	1 1 1
資産見返運営費交付金等戻入	7 4
資産見返寄附金戻入	9
資産見返補助金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	2 1
臨時利益	—
純利益	△ 9 0
目的積立金取崩益	9 0
総利益	—

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費等を含む。
 特定寄附金等に係る経費は、教育研究経費に含む。

3 資金計画（平成 26 年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4, 3 3 0
業務活動による支出	3, 4 7 1
投資活動による支出	1 4 5
財務活動による支出	1 8
翌年度への繰越金	6 9 6
資金収入	4, 3 3 0
業務活動による収入	3, 4 2 1
運営費交付金による収入	2, 1 5 1
授業料及び入学料検定料による収入	1, 1 2 4
受託研究等収入	6 9
寄附金収入	1 6
その他の収入	6 1
投資活動による収入	1 2 3
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	7 8 6

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金 8 0 百万円及び目的積立金残額 7 0 6 百万円である。